

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名
(株)東開発・(株)オリジン建設特定建設工事共同企業体
(1) 代表構成員 (株)東開発 名護市字宇茂佐1703-33
47002025 代表者 仲泊 栄次
(土木特A、建築特A、管工事B、ほ装A、しゅんせつ、塗装、造園、解体工事)
(2) 構成員 (株)オリジン建設 那覇市樋川2-6-10
47012258 代表者 長山 宏
(土木C、建築A、解体工事)
- 2 指名停止期間
令和7年6月26日 ～ 令和7年7月25日 (1か月)
- 3 指名停止措置の範囲
沖縄県が発注する全ての建設工事等(下請けを含む)
- 4 事実概要
(株)東開発・(株)オリジン建設特定建設工事共同企業体が受注した、施設建築課発注の「開邦高校・中学校校舎改築工事(第2期・建築2工区)」において、令和7年3月26日11時30分頃、外部足場解体中に吊り上げられた足場を地上に降ろしワイヤーを巻き上げている際に、建地にワイヤーが掛かり足場ごと倒れ、作業員が左頭蓋底骨折等を負った。
- 5 指名停止措置理由
本件においては、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」別表第1第7号に該当する。

「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」
別表第1 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
7 県発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上4か月以内